## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年 6月 28日

(宛先)

埼玉県 東松山環境管理事務所長



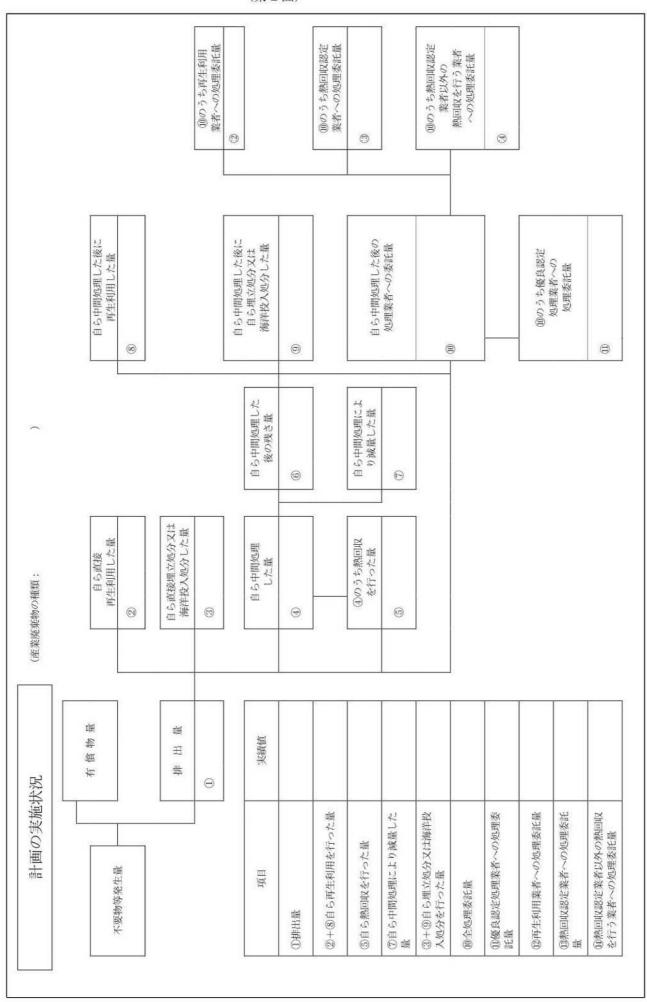
報告者 本田技研工業株式会社 埼玉製作所 住所 埼玉県大里郡寄居町富田2354番地 代表者の氏名 所長 軸屋 勇治 (電話番号 048-577-2100 )

埼玉県生活環境保全条例第20条第3項の規定により、令和4年度の産業廃棄物処理計画の 実施の状況を報告します。

事業場の名称	本田技研工業株式会社 埼玉製作所 小川工場
事業場の所在地	埼玉県比企郡小川町ひばり台2丁目1番地-1
事業の種類	運送用機器器具製造業
産業廃棄物処理計画に おける計画期間	令和 4年 4月 ~ 令和 5年 3月

## 産業廃棄物処理計画における目標値(別紙1参照)

項目	目標値			
卫理委託量				
認定処理業者へ 理委託量				
再生利用業者への 処理委託量				
熱回収業者への 委託量				
	回収を行う業者 処理委託量			



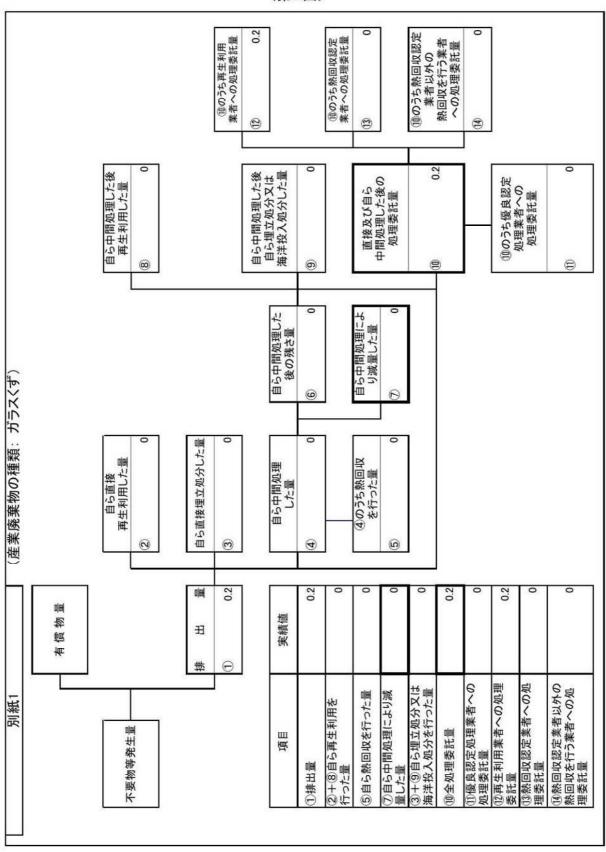
## 備考

- 1 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
- 2 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに産業廃棄物処理計画に記載 した目標値を記載すること。
- 3 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①~⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に 掲げる量を記載すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず自ら直接再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず自ら直接埋立処分又は海洋投入処分をした量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の残さ量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分をした量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ①欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6条の11第2号に該当する者) への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、再生利用業者 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項) への処理委託量
  - (13) ③欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第1 5条の3の3第1項の認定を受けた者) である処理業者への処理委託量
  - (14) ④欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への処理 理委託量
- 4 第2面の左下の表には、項目ごとに産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの産業廃棄物 の実績値を記載すること。
- 5 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業 廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

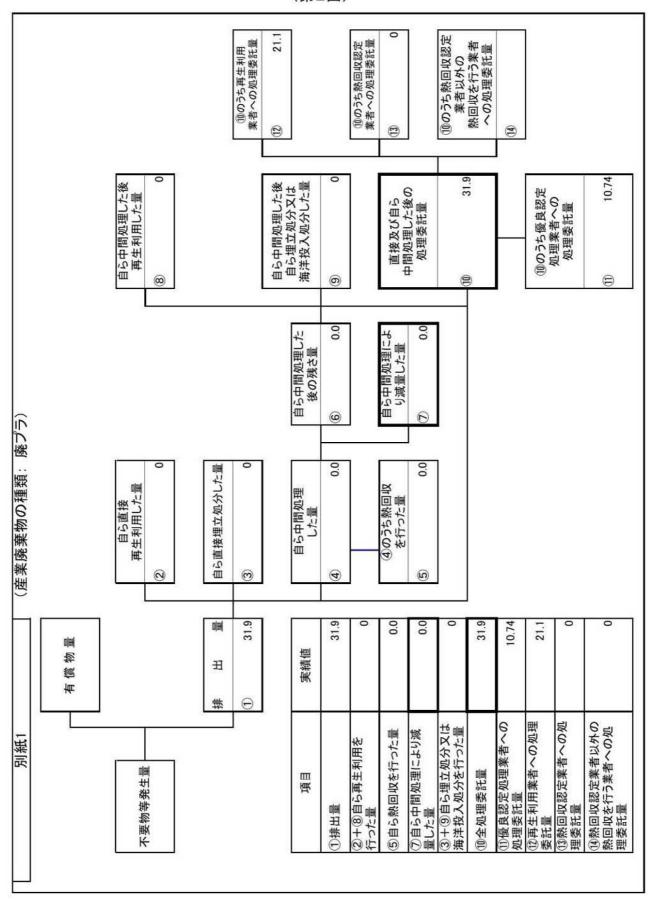
別紙1 令和4年度計画 及び 実績

	ガラスくず		廃プラスチック		廃油		汚泥		木くず	
	目標 (R4年度)	実績 (R4年度)								
排出量	0.1	0.2	12.6	31.9	116.5	90.9	914.1	869.4	2.8	1.5
自己再生利用量	8	T.	æ	e	*	-	Ξ	=	-	-
自己中間処理量	-	-		-	-	-	903.1	839.8	-	-
(自己熱回収量)	*	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自ら中間処理した後の残さ量		I.E.	æ	.m.	-	-	53.1	54.2	-	. <del></del> 23
自ら中間処理により減量した量	4	-	-	-	-	-	850.0	785.6	-	-
自己埋立処分又は海洋投入処分量	4	-	1	T.	-	-	-	1	-	=
全処理委託量	0.1	0.2	12.6	31.9	116.5	90.9	64.1	83.8	2.8	1.5
優良認定処理業者への処理委託量		-	7.6	10.7	116.5	90.9	64.1	18.0	-	=
再生利用業者への処理委託量	0.1	0.2	5.0	21.1	-	-	-		2.8	1.5
認定熱回収業者への処理委託量	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-
認定熱回収業者以外の熱回収を行なう業 者への処理委託量	9	-	ju.	ı	÷	E	÷.		4	-

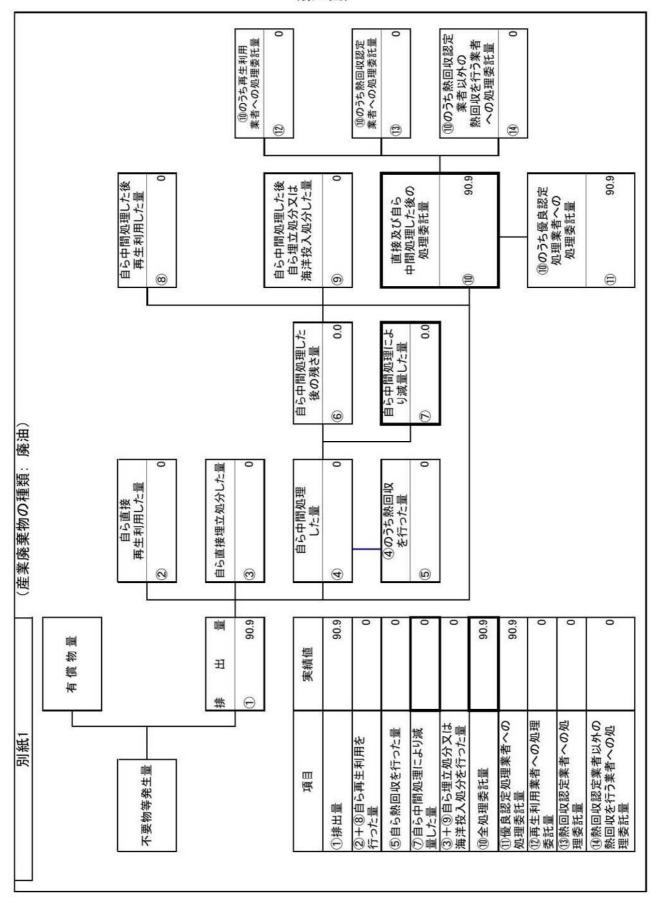
(第2面)



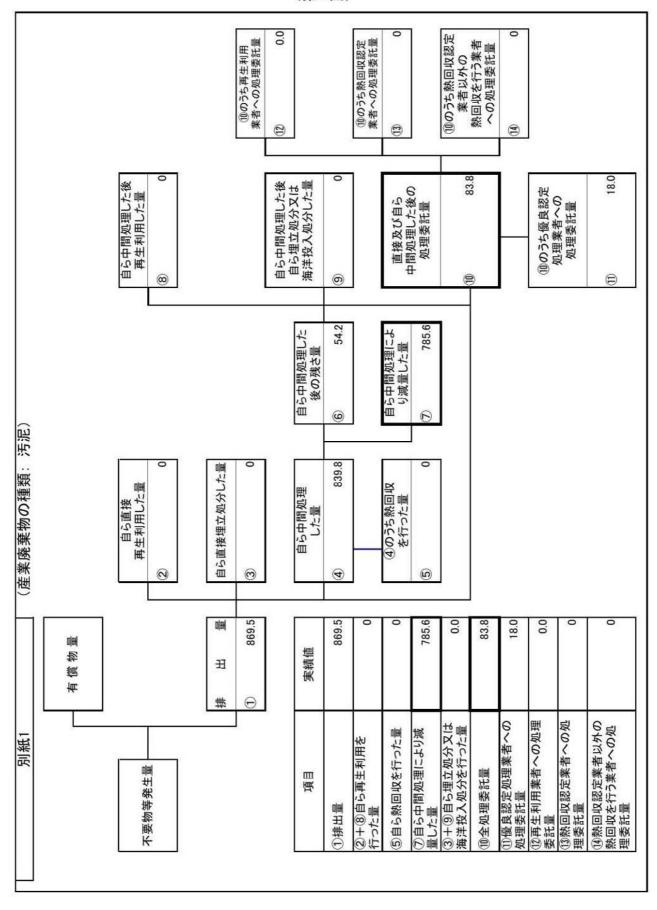
(第2面)



(第2面)



(第2面)



(第2面)

